

自動体外式除細動器貸借契約書（案）

1	業務の名称	橋本公民館他 2 5 館自動体外式除細動器賃貸借契約（長期継続契約）					
2	履行場所	別紙のとおり					
3	契約金額（月額）	十億	百万	千	円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額						
4	契約期間	契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。					
5	契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。 ただし、相模原市会計規則第45条の2に規定する定期支払による場合は、定期支払申込書に基づき支払うものとする。 この場合にあっては、受注者は請求書の提出を要しない。 ☐ 前金払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☐ 概算払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☒ 確定払 (☐ 一括払 ☒ 分割払)					
	備考						
6	契約の保証	☐ 現金 ☐ 有価証券 ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 ☐ 履行保証保険 ☐ 免除 （相模原市契約規則第34条第 号）					
7	予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	賃借人は、令和9年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除し、賃貸人に損失が生じた場合は、賃貸人はその損失の補償を賃借人に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。					

上記の自動体外式除細動器賃貸借について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和8年 月 日

貸借人 相模原市中央区中央2丁目11番15号
 相模原市
 代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

賃貸人	所在地 名 称	
	代 表	印